

高 齢 者
入 居 支 援

高齢者にお部屋を貸している家主さん向け 千代田区家主サポート保険事業 (令和7年7月 1 日から保険適用開始)

(予算の範囲での助成となりますので、年度途中で受付を終了する場合があります)

区に登録された単身高齢者や高齢者のみの世帯が入居する住宅を対象に、民間賃貸住宅の戸室内で発生した死亡事故による家主のみなさんの損害を補償します。
<保険料は千代田区が負担します>

●登録対象となる民間賃貸住宅

下記のすべての条件を満たす住宅が登録できます。

- ・住宅の所在地が千代田区内であること
- ・入居者が 65 歳以上の単身世帯又は 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成する世帯であること
- ・家賃が月額 20 万円以下であること

●登録方法

補償の適用を受けるためには、区に登録が必要となりますので、下記の申請書類を提出してください。
申請書類はホームページからダウンロードできます。

- ・家主サポート保険事業登録申請書
- ・誓約書



※「重要事項説明書」を確認いただいたことの誓約を含むため、事前に重要事項説明書の請求をお願いします。

- ・入居者との賃貸借契約書の写し
- ・(賃貸借契約書で年齢が確認できない場合)入居者全員の年齢が確認できる書類の写し
- ・委任状(届出者と登録申請者(家主)が異なる場合には必要)

●補償事由

対象住戸内で発生した自殺(注1)、犯罪死(注1)または孤独死(注2)

(注1)死に至る直接の原因が対象住戸内で発生し、その死亡が対象住戸外で発見または確認された場合を含む。

(注2)孤独死による直接の原因により対象住戸に物的損害が発生した場合に限る。

【登録申請に関するお問合せ先】

千代田区環境まちづくり部住宅課住宅管理係 電話:03-5211-4319(直通)
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
Mail:juutaku@city.chiyoda.lg.jp

【重要事項説明書の請求、補償内容など保険の内容に関するお問合せ先】

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 電話:03-5366-1721
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-19-2 四谷セントラルビル6階

●補償内容

	補償項目	補償内容	補償限度額
①	家賃損失による損害	家主が賃貸する賃貸戸室の空室期間の発生により、家賃補償期間※1内に生じた家賃収入の損失を被る喪失利益損害。 計算式：月額家賃×50%×家賃補償期間※1中の空室期間(1か月間は免責)(月) <補償金の支払例> 月額家賃 12万円 の対象住戸が5 か月間空室となった場合 月額家賃 12万円 × 縮小填補 割合50% × 空室期間 4か月 = 24万円 6万円 (1か月間は免責)	10万円/月※2
②	家賃減少損失による損害	家主が値引期間の発生により、家賃収入を減少することによって被る喪失利益損害。ただし、家賃補償期間※1内に生じた喪失利益損害に限る。 計算式：(月額家賃 - 値引後家賃)×50%×家賃補償期間※1中の値引期間(月) <補償金の支払例> 月額家賃 12万円 の対象住宅の家賃を7 か月間 月額家賃 10万円 に値引きした場合 月額家賃 12万円 - 値引き後月 額家賃 10万円 × 縮小填補 割合50% × 入居期間 7 か月 = 7万円 1万円	10万円/月※2
③	原状回復費用	家主が復旧期間※3中に原状回復費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害。ただし、復旧期間※3中に現実に支出した原状回復費用の額から敷金の額を差し引いた額に限る。	100万円/1事故
④	事故対応費用	家主が復旧期間※3中に事故対応費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害。ただし、復旧期間※3中に現実に支出した事故対応費用に限る。	30万円/1事故
⑤	事故再発防止費用	家主が復旧期間※3中に事故再発防止費用を負担することによって被る費用損害。ただし復旧期間※3中に現実に支出した事故再発防止費用に限る。	10万円/1事故

- ※1 家賃補償期間は、賃貸借契約終了の日から12か月
 ※2 家賃補償期間内の対象となる月数
 ※3 原則として補償事由の発生した日を含めて180日間

●保険金請求手続きの流れ

